

令和3年度版 ハード事業

応援します！

あなたの地域づくり・まちづくり・ふるさとづくり

「地域づくり施設整備助成金交付事業」

応募の手引き



御嵩町シンボルキャラクター

ミーモくん



御嵩町

1 地域づくり助成制度とは

町では、町民の皆さんが自由な発想で主体的・積極的にまちづくりに取り組める環境づくりの推進を図っています。町民自身で知恵を出し合い、力を合わせて地域の課題解決をする「町民によるまちづくり活動」の促進を目的に、団体がおこなう活動や事業に要する経費の一部を助成する制度です。

2 概要

町の活性化と魅力あるまちづくりを図るために活動される団体のハード事業に対して助成します。

対象となる団体

次の条件を満たす団体が対象です。

ただし、町長が適当でないと思えたものは対象外とします。

- ① メンバーが10人以上で、町内に在住、在学又は在勤する方が半数を超えていること。
- ② 町内を拠点として活動をおこなうものであること。
- ③ 政治、宗教、営利目的の売買を目的としていないこと。
- ④ 会則、規約等を定めていること。
- ⑤ 暴力団でないこと、又は暴力団がその活動の運営等に実質的に関与していないこと。

対象となる事業

次の項目を満たす事業が対象です。

- ① 団体が自ら運営するもので、地域の課題を解決するための施設整備、地域の特徴、特性、地域資源をいかした施設整備事業とし、その機能が最大限に活用されるものであること。
- ② 施設の維持管理について、団体がおこなうものや地域住民の協力が得られるものであること。
- ③ 事業用の土地、建物等の所有権等を有する者に対して、本事業を行うことや本助成事業完了後に5年以上継続的に使用する承諾を得ていること。
(証明文書が必要)

対象とならない事業

「対象となる事業」の項目に関わらず、次の項目のいずれかに該当する事業は助成対象外とします。

- ① 計画の部分的な事業や、本助成のみでは施設整備の効用を十分に果たせない事業。
- ② 団体の単独事業として既に着手しており、財源の補てんとみなされる事業。
(助成金の交付決定前に着工したものは、財源の補てんとみなします。)
- ③ 「御嵩町地域づくり施設整備助成金交付事業実施要綱」による助成金以外に同種の助成金等の交付を受けている事業。
- ④ 助成対象経費の額が50万円未満の事業。
- ⑤ メンバー間の親睦、個人の学習、趣味などを目的とした事業。
- ⑥ その他、地域づくり施設整備事業の目的に適合しない事業。

助成の内容

| | |
|-----------|---|
| 助 成 額 | 上限 450 万円 ※事業費の下限は 50 万円 |
| 助 成 の 割 合 | 助成対象経費に 10 分の 9 を乗じて得た額（千円未満の端数は、切り捨て）以内 ※対象経費の 1 割以上が自己負担になります。 |
| 事 業 回 数 | 1 事業 1 回 |
| 対 象 経 費 | 工事費、設計及び監理費などの全部又は一部 |
| 対 象 外 経 費 | 下記の費用を計上する場合は、自己資金を充ててください。 ① 事業に係る資料代、通信費、調査費、申請料等一般事務経費 ② 土地購入費、造成費又は外構工事費 ③ 家具類、電化製品等の備品（設備工事に含まれる冷暖房機器等を除く）を調達する経費 ④ 事業としておこなうもの以外に係る人件費 ⑤ 事業に係る重機・機器・工具等の購入経費 ⑥ 指定検査機関等が行う建築確認や完了検査の費用 ⑦ その他、事業の直接的経費と認めがたい経費 |

その他

(1) 民有地を活用する場合

土地所有者（あるいは管理者）に対し、以下の 2 点について合意を得る必要があります。あらかじめ、整備対象地の土地建物所有者（管理者）の方に対して、今後の合意形成に向けた協議に応じる意向があることを十分確認したうえで応募してください。

- ① 土地建物に対して整備すること。
- ② 整備完了後、5 年以上は継続的に活用できること。

(2) 申請が認められないもの

- ① 所有者（管理者）の方が、今後の協議や整備を拒否している土地建物を対象としているもの。
- ② 都市計画が事業決定されている土地建物を対象としているもの。
- ③ 建築基準法や公共施設関連の法令等に違反する整備を実施するもの。

3 1年間のスケジュール

応募

(1) 応募要件の確認、申請書類の作成

※「御嵩町地域づくり施設整備助成金交付事業実施要綱」を熟読・内容を理解したうえで手続きをお願いします。

(2) 申請書類の提出

令和3年4月1日(木)～4月12日(月) 午後5時まで

※申請期間前でも、ご相談は受け付けております。提出時に施設整備内容を伺いますので、時間に余裕をもって、内容を説明できる方がお越しく下さい。

審査

(1) 書類審査

(2) 公開審査会

令和3年5月22日(土) 午前9時～

※必ずご出席ください。欠席される場合は、助成を受けられないことがあります。

交付決定

助成金の交付額をお知らせします。

令和3年6月上旬

事業計画に基づいて工事に着手してください。

※着工中、着工後の記録を写真で残してください。

実績報告

(1) 実績報告書の提出 **事業完了後、30日以内もしくは、
令和4年4月8日(金) 午後5時の
いずれか早い日まで**

(2) 実績報告会 **令和3年11月中旬もしくは、
令和4年4月中旬**

提出書類について

以下の書類のご用意をお願いします。

| | |
|------|---|
| 提出書類 | ① 申請書 ② 事業計画書 ③ 収支予算書 ④ 事業実施スケジュール ⑤ 名簿 ⑥ 工事設計図書 ⑦ 見積書の写し（2社以上） ⑧ 改装工事等に伴い許可等を受けたことを証する書類 ⑨ 工事着手前の写真 ⑩ 会則・規約 |
| 配布場所 | ① まちづくり課窓口 ② 町ホームページよりダウンロード |
| 締切日 | 令和3年4月12日（月）午後5時 ※締切厳守 |

審査について

助成の可否や額を「御嵩町ふるさとづくり検討委員会」で審査をします。

(1) 書類審査

提出していただいた申請書をもとに、書類審査をおこないます。

(2) 公開審査会

事業内容の説明（プレゼンテーション）をしていただきます。スピーチや写真、パワーポイント等で活動をアピールしてください。発表後、審査員による質疑をおこないます。

審査会へは必ず出席してください。出席できない場合は助成を受けられないことがあります。

※なお、書類審査の段階で不相当と判断され、助成不可となる場合もございますので、ご了承ください。

【審査内容】

下記の6項目を基準として審査し、助成の有無を決定します。

| | |
|--------|---|
| 活動の実績性 | ・地域振興を図るためのソフト事業の実績があり、その効果はどうか。 |
| 活動の実効性 | ・地域の課題解決や他の地域づくり活動への波及効果が見込まれるか。 |
| 活動の継続性 | ・継続的に地域の課題解決をおこなうことができるか。 ・他の地域づくり活動も見込まれるか。 |
| 活動の発展性 | ・新たな展開が期待できるか。 |
| 活動の実現性 | ・事業計画や予算状況から現実的な活動であるか。 |
| 活動の自立性 | ・将来、自立することが期待できる活動であるか。 |

実績報告について

(1) 実績報告書の提出

| | |
|------|---|
| 提出書類 | ① 実績報告書 ② 収支決算書 ③ 請求書（工事内容の明細が記載されたもの） ④ 領収書 ⑤ 着工前、着工中、着工後の写真 |
| 締切日 | 令和4年4月8日（金）午後5時 ※締切厳守 |

(2) 実績報告会

1年間にどのような活動をしたか、その活動によってどのような効果があったか、経費をどのように使ったかを報告していただきます。

助成金の交付について

- (1) 審査後に決定した助成金は、実績報告書を提出した後に内容の審査と現地調査等をおこない、適当であると認めるとき、助成金の交付額を確定します。
- (2) 事業を実施するにあたって必要があると認められる場合は、助成交付決定金額の10分の4を「前払金請求」することができます。
- (3) 施設整備事業の出来高が9割以上となった段階において、未交付額以内で、出来高払いの申請をすることができます。

留意事項

- (1) 工事見積書は、原則2社以上から見積書（工事内容の明細が記載された見積書）を取って業者を選び、提出してください。
- (2) 事業内容・助成対象経費に著しい変更がある場合は、地域づくり施設整備事業変更承認申請書を提出し、承認を受けなければなりません。事業の変更がある場合、まちづくり課まで申し出てください。
- (3) 地域づくり施設整備事業により取得した施設又は効用が増加した施設について、承認を受けずに助成金の交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸し付けをすることはできません。ただし、下記のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。
 - ・助成団体が、助成金の全部に相当する金額を町に納付した場合
 - ・助成金の交付の目的及び施設の耐用年数を勘案して町長が適当と認める期間が経過した場合
- (4) 地域づくり施設整備事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を整備し、必ず保管してください。

（帳簿及び証拠書類は、地域づくり施設整備事業の完了の日の会計年度の翌年度から起算して5年間保存してください。）

助成団体へのフォローについて

整備後の施設等を活用して開催するイベント等につきまして、希望に応じてPRすることができます。

（町ホームページ、防災無線、町内回覧、マスコミへの情報提供 等）

イベント概要などの原稿は、団体でご用意ください。

その他、ご不明な点等ありましたら、お気軽にご連絡ください。

【地域づくり施設整備事業の事業例】

(1)コミュニティづくりのための交流促進に関するもの

地域コミュニティが低下している中、地域の人たちに交流を深めてもらうため、地域づくり活動を実施しているボランティア団体が町内の空き家を活用する。身近で気軽に集える場づくりのために、コミュニティ施設となるよう改修等をおこない、誰もが集える場として活用する。それにより、地域の人たちの交流が深まり、活気あふれるまちづくりを促進する。

(2)観光・歴史文化施設の整備と保全に関するもの

町内には中山道が東西に横断し、御嶽宿と伏見宿の2つの宿場には、今も多くの史跡や文化財が残っている。町民や来訪者が多く訪れる中、観光ボランティアによる案内がおこなわれている。しかし、案内をするうえで、案内板や表示が十分ではないため、看板等の施設整備をおこなう。それにより、町内外に歴史ある町の魅力を知ってもらうとともに郷土愛の育成を図る。

(3)地域資源を活用した町の活性化に関するもの

御嵩町は、里山に囲まれた自然がある。ボランティア団体により、生息する動植物や心地よい景観を守り、残していこうと保全活動がおこなわれている。これらのボランティア団体が活動をおこなうために拠点を整備し、来訪者へのおもてなしや交流の場として活用する。それにより、町のPRや活性化を推進する。

お問合せ先

〒505-0192 御嵩町御嵩 1239-1

御嵩町役場 まちづくり課 まちづくり推進係

電話：0574-67-2111（内線 2244） FAX：0574-67-1999